

告示第 26 号

太子町不育症治療支援事業実施要綱（平成 29 年告示第 38 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 6 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 5 条第 1 項第 1 号の表中

「

抗リン脂質抗体	抗 PEI g G 抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）
	抗 PEI g M 抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）
	抗 PS/PT 抗体（フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン抗体）
	ネオ・セルフ抗体（抗 β 2GPI/HLA-DR 抗体）

」を

「

抗リン脂質抗体	抗 PEI g G 抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）
	抗 PEI g M 抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）
	抗 PS/PT 抗体（フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン抗体）

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の太子町不育症治療支援事業実施要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以降に終了した検査について適用し、令和 8 年 3 月 31 日以前に終了した検査については、なお従前の例による。